

部局名	健康福祉部	所属名	健康づくり課	所属長名	佐藤 洋子	電 話	483-4646
-----	-------	-----	--------	------	-------	-----	----------

1. 事務事業の位置付け・概要（P L A N）

コード	3189		事務事業名称		成人保健事業					短縮コード		経常	3189	臨時	3601	
予算区分	会計	01	一般会計		款	04	衛生費		項	01	保健衛生費		目	02	予防費	
区 分	☒ 自治事務		☐ 法定受託事務		根拠法令等		老人保健法，がん予防重点教育及びがん検診実施のための指針，感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律、地域保健法，健康増進法●施策体系欄に書ききれなかったもの（細項目）0101010102 地域保健活動の推進 0101010202 感染症対策の充実									
	☐ その他															
事業概要（事務事業を開始したきっかけを含めて記入）																
・健康相談及び健康教育は事業開始時期は不明であるが，法的には老人保健法(S58年施行)の保健事業の1つとして位置付けられている。歯についての相談事業はH4年から事業として開始。 ・感染症予防広報事業は感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律により，感染症の予防及び感染の蔓延の防止を図り，公衆衛生の向上及び増進を図ることを目的とし，教育活動，広報活動を通じた正しい知識の普及等が定められている。 ・健診事業は老人保健法に基づいて昭和58年以降実施。なお，結核検診事業は感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づいて実施。 ・八千代市健康まちづくりプランは健康増進法に基づき策定。																
事務事業を取り巻く状況の変化 又、今後の変化の推測					総合計画の施策体系	5本の柱（章）		01	健康福祉都市をめざして							
・健診事業では高齢化，転入者増による対象者の増加が予測される。結核検診においては結核予防法が改正され平成19年4月から「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に変更された。がん検診においては「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」が18年4月に改訂され，検診対象者の見直し等が図られた。また，乳がん・子宮がん・大腸がん検診については，事業評価が求められていることから，電算システムが19年度末に導入された。 ・感染症予防の広報に関して，SARSや今後予想される新型インフルエンザのような新たな感染症の急激な出現の際には，市からの情報提供が求められ，国や県からの指導のもと対応が必要となる。 ・医療制度改革に伴い，H20年度からは医療保険者に，特定健診及び特定保健指導の実施が義務づけされた。						大項目（節）		01	保健・医療							
						中 項 目		01	保健							
						小項目（施策）		01	健康づくりの推進							
								02	疾病対策の推進							
						細 項 目		01	健康に関する知識の普及・啓発							
								01	生活習慣病対策							
					実施計画の計画事業		1101	健康まちづくりプラン見直し事業								
計画事業の位置付けの有無				☐	計画事業期間		～			計画事業費		千円				

2. 事務事業の目的・指標・実績（D O）

対象 （誰を何を対象にしているのか）	Ⅰ.健康相談，健康教育，感染症予防広報事業…全市民 Ⅱ.健診事業…市内に住民票を有する40歳以上(検診によっては20歳以上)の者で，他に健診を受ける機会のない者 Ⅲ.健康まちづくりプラン推進評価事業…健康まちづくりプラン推進評価委員						
手段 （具体的な事務事業のやり方、手順、詳細）	※平成19年度に実際に行ったこと： 1.事業周知:健診の受診券・案内文書の個別通知，広報・ホームページへの掲載，委託医療機関への説明会，ポスター掲示，パンフレットの配付等 2.事業実施方法:電話，来所による相談，集団及び個別（委託医療機関）にて健診を実施(65歳以上は生活機能評価を実施)，健康まちづくりプランの重点取り組みの推進・中間見直しの実施，高齢者の健康づくり・介護予防等の健康教育，健康づくりに関する自主グループへ地区活動の支援，健康に関する講座の実施，高齢者インフルエンザ予防接種の実施。 3.医療制度改革に伴いH20年度から医療保険者に特定健診・特定保健指導の実施が義務づけられることから国保年金課・長寿支援課等との連携，協議						
	※平成20年度に計画していること： 1.事業周知:検診の受診券・案内文書の個人通知，広報・ホームページへの掲載，ポスター掲示，パンフレットの配付等 2.事業実施方法:電話，来所による相談，集団及び個別（委託医療機関）にて検診を実施，健康まちづくりプランの重点取り組みの推進と中間見直し，高齢者の健康づくり・介護予防等の健康教育，健康づくりに関する自主グループへ地区活動の支援，健康に関する講座の実施，高齢者インフルエンザ予防接種の実施 3.医療制度改革に伴う健康診査等の実施						
意図 （何を狙っているのか）	・生活習慣病予防の観点から循環器疾患，がん，歯科疾患等の早期発見，生活指導，治療などによりQOLの向上につながる。・栄養や健康に関する悩みを解決するための情報や方法を知り，解決できるきっかけとなる。・健康や食生活に関心を持ち，学びたいテーマについて，必要な知識や情報が理解ができる。・高齢者や障がいのある人へ地域活動の基盤づくりの推進を健康面から支援。・感染症の知識・情報を基に生活の中で実践できる。						
結果 （どんな結果に結びつけるのか）	入力対象外						
区 分			単位	1 8 年 度	1 9 年 度		2 0 年 度
				実績	計画	実績	計画
対象指標	指標 1	八千代市の全市民数	人	184, 979	186, 650	188, 624	191, 000
	指標 2	40歳以上の市民で他に健診を受ける機会のない者	人	38, 907	41, 431	41, 431	43, 000
	指標 3						
活動指標	指標 1	来所・電話相談利用者数	人	3, 790	3, 700	3, 456	3, 500
	指標 2	基本健康診査受診者数	人	21, 451	21, 940	22, 417	0
	指標 3						
成果指標	指標 1	来所・電話相談利用者数	人	3, 790	3, 700	3, 456	3, 500
	指標 2	生活習慣病の発見者数	人	6, 726	6, 700	6, 305	0
	指標 3						
上位成果指標	指標 1						
	指標 2						
	指標 3						

コード		3189	事務事業名称	成人保健事業			所属名	健康づくり課
			単位	１８年度	１９年度		２０年度	
				実績	計画	実績	計画	
事業費 (A)	財源内訳	国	千円	65,466	59,632	68,244		
		県	千円	69,539	59,632	58,173	1,475	
		地方債	千円					
		一般財源	千円	464,239	498,616	517,816	466,248	
		その他	千円	3,659	3,083	3,604	43,748	
	主な事業費の内訳			委託料 580,005 賃金5,009 報酬6,399	委託料592,055 賃金5,317 報酬7,857	委託料 618,685 賃金 7,009 報酬 7,101	委託料 476,911 賃金 8,384 報酬 8,262	
	人件費(B)			千円	122,092.4	121,924.2	130,269.9	
トータルコスト(A)+(B)			千円	724,995.4	742,887.2	778,106.9	645,433.2	

3. 事務事業の評価（SEE）

評価 類型	評価事項		評価区分	理 由							
目的 妥当 性	①事業目的が上位の施策に結びついているか？		☒ 結び付いている	・上位の施策「疾病対策の推進」において生活習慣病対策及び感染症対策，「健康づくりの推進」において健康に関する知識の普及・啓発が掲げられており，それらを推進するために，成人保健事業を実施しており，結びついている。 ・健康まちづくりプランは市の基本構想である「一人ひとりが幸せを実感できる生活都市」を実現するため，市の健康づくりの具体的な目標を掲げ，施策の方向性を明らかにするものであり，市の後期基本計画との整合性を図り実施している。							
			☐ 結び付くが見直しの余地がある								
			☐ 結びつきが弱い・ない								
			☐ 評価対象外事項								
目的 妥当 性	②すでに所期目的を達成しているか？ ※「達成している」を選んだ場合、⑥に進んでください。		☐ 達成している	・老人保健法等に規定された事務事業であり，今後とも継続して実施していく必要がある。 ・健康まちづくりプランの推進は，基本構想の実現とつながっている。平成19年度は，中間見直しの年度であり，今後も継続実施。							
			☒ 達成していない								
			☐ 評価対象外事項								
	③民営化で目的を達成できるか？ ※民営化・・・事務事業の全部又は一部の実施主体を全面的に民間事業者等に移行すること。 （民間委託は、権限に属する事務事業等を委託することで、民営化とは異なる。）		☐ 可能性はある	・健康相談, 健康教育, 健診事業は老人保健法に基づく保健事業第4次計画に定められており, 市が行うべき事業である。また, 結核検診は感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に定められており, 感染症予防の広報は市町村の責務として定められている。 ・健康まちづくりプランは, 健康増進法に基づき策定したものであり, その推進・評価は市の責務として行なうべき事業である。							
☒ 可能性はない											
☐ 評価対象外事項											
目的 妥当 性	④「対象」・「意図」の設定は現状のままで良いか？		☒ 現状のままでよい	現状の対象・意図の設定で，結果に結びつくため。							
			☐ 見直す必要がある								
			☐ 評価対象外事項								
有効性・ 効率性	⑤今後、有効性や効率性を向上させる可能性はあるか？ 可能性がある場合は、⑤－2，3を記入する。 可能性がない場合は、理由を記入する。		☐ 有効性向上の可能性はある								
			☒ 効率性向上の可能性はある								
			☐ 両方可能性はある								
			☐ 可能性がない								
	⑤－2 有効性や効率性を向上させる手段は何か？ 該当する手段を選択し、具体的な方法と得られる効果を記入する。手段が「類似事業との統合・役割見直し」である場合は、該当する類似事業を記入する。	☐ 民間委託等	医療制度改革により，市町村に実施義務があった基本健康診査は，医療保険者による特定健康診査・特定保健指導に移行され，業務の担当課も平成20年度から国保年金課が担う。特定保健指導は，専門職が国保年金課との兼務辞令のもと進行管理の役割を担う。 平成19年度にIT化を図ることで検診の登録制が可能となり, 国から求められている市町村の事業評価が可能となった。今後は検診の精度管理に活用し, また保健指導に活用する。								
		☐ 臨時的任用職員等の活用									
		☒ I T 化等業務プロセスの見直し									
		☐ 受益者負担の見直し									
		☐ 類似事業との統合・役割見直し						類似 事務 事業 名称	1		実施主体 (所管部署)
		☐ 上記以外の方法									2
⑤－3 推進にあたっての課題はあるか？（一時的な経費増・市民の理解等）	☐ ある										
	☒ ない										

コード	3189	事務事業名称	成人保健事業				所属名	健康づくり課
今後の方向性	⑥この事務事業の今後の方向性を選択し、その詳細について右欄に記入する。	☒ 改革・改善して継続			平成19年度にIT化を図ることで検診の登録制が可能となり, 国から求められている市町村の事業評価が可能となった。今後は検診の精度管理に活用し, また保健指導に活用する。 医療制度改革により, 市町村に実施義務があった基本健康診査は, 医療保険者による特定健康診査・特定保健指導に移行され, 業務の担当課も平成20年度から国保年金課が担う。特定保健指導は, 専門職が国保年金課との兼務辞令のもと進行管理の役割を担う。			
		☐ 手法プロセスの改革・改善						
		☐ 事業規模の拡大・縮小						
		☐ 統合・役割見直し						
	☒ その他							
☐ 廃止								
☐ 休止								
☐ 現状のまま継続								
	⑦この事務事業の今後の経費・成果の方向性について選択し、右欄に理由を記載する。			経 費			1. 医療制度改革により, 基本健康診査が医療保険者による特定健康診査・特定保健指導に移行されることにより, 当課の経費は削減となるが, 専門職が国保年金課と兼務となり, 特定保健指導の進行管理を担うことにより成果は向上する。 2. がん検診のシステム導入により, 検診の精度管理の面において向上が見込まれる	
				削 減	不 変	増 加		
		成 果	向 上	☒	☐	☐		
			不 変	☐	☐	☐		
			低 下	☐	☐	☐		

この事務事業に対する市民や議会の意見（担当者が把握している意見） ※内部サービス業務の場合は、住民ではなく、サービス利用者、関連部門の意見や実態など									
・健診事業において、H17年度より受益者負担を導入したが、議会から健診の有料化を中止するよう要望が出された。また、医師会や市民等からは血液検査項目の追加（尿酸値）、通年の健診実施の要望がある。 ・議会からは健診の有料化を中止するよう要望がある一方、市民からは健診の自己負担導入は妥当であるとの意見も聞かれる。									

所属長コメント	成人保健事業は、成人から高齢者の健康づくりに欠かすことができない重要な事業である。特に検診業務においては、システムの導入により、精度管理を行い、健康づくりに活用していきたい。また、生活習慣病予防のための健康づくりの普及・啓発（ポピュレーションアプローチ）を充実していきたい。								
評価調整委員会評価	☒ 改革改善して継続			制度改革等の状況を鑑み、可能な改善策を検討し推進すべき。					
	☒ 手法プロセスの改革・改善								
	☐ 事業規模の拡大・縮小								
	☐ 統合・役割見直し								
☐ その他									
☐ 廃止									
☐ 休止									
☐ 現状のまま継続									